

# 「農業者経営体質改善取組支援」事業実施要領

## 第1 目的

本市の一番星となる農業者を育成するため、市内農業者・団体等が「市内農業者の」又は「農業者自ら」農業経営体質改善に向けた調査・研究や資質向上のための取組を行うに際し、かかる経費の一部を支援し、持続可能な農業基盤の確立に資する。

## 第2 主催

三条市

## 第3 支援対象者

本事業では、経営体質改善に向けた調査・研究や資質向上のための取組を行おうとする、三条市に住所又は事業所を有する農業者を対象者とする。支援対象者の決定については市が推薦し本人が承諾した者、または公募により行うものとする。

## 第4 支援内容

農産物等の価格決定を流通や市場に依存する農業者等がコスト低減や営業・販売力を向上させるなど経営体質の転換を図るため、支援対象者自らの経営について数値目標等を設定し、その目標を達成するため市が指定する先進農業者からコンサルティングを受け、経営改善を行うことができる。

先進農業者 「久松農園 代表 久松 達央 氏」（茨城県土浦市）

## 第5 支援期間

1年間（ただし、三条市長が必要と認めた場合は延長することができる。）

## 第6 募集定員

1名程度

## 第7 申込手続き

希望者は三条市長が指定する日までに様式1号（事業計画書）を三条市経済部農林課へ提出する。

## 第8 支援対象者の決定

三条市長は、希望者の要件適格を審査の上、面談を行い支援対象者の決定を行い、その結果を様式1号-2（決定通知書）により支援対象者に通知する。

## 第9 費用について

先進農業者のコンサルティング費用については、市が負担する。その他、経営改善に必要な経費は支援対象者の負担とする。

## 第10 事業実績の報告及び継続審査

- (1) 事業完了後または事業を実施した年度の年度末後30日以内に様式2号（事業実績報告書）を三条市経済部農林課へ提出する。その際、決算書など経営内容がわかる資料を添付するものとする。
- (2) 事業の継続を希望する場合は、事業を開始した年度の2月末までに、新たに様式1号（事業計画書）を三条市経済部農林課へ提出する。
- (3) 三条市長は提出された事業計画書の内容確認及び計画の達成状況の確認、継続支援の必要性等について、支援対象者と面談するなどして次年度の事業継続の審査を行い、その結果を様式1号-2（決定通知書）により支援対象者に通知する。

## 第11 達成状況の報告

- (1) 事業完了後、事業計画書に基づき目標年度までの毎年度、様式3号（達成状況報告書）を毎年度末後の30日以内に三条市経済部農林課へ提出する。
- (2) 最終報告書において、達成状況（達成率）が70%未満の場合は改善計画書を作成し、翌年度の5月末日までに提出するとともに、達成状況報告書の提出を3年間まで延長するものとする。なお、3年後の報告において、達成状況が改善されない場合は、再度改善計画を作成し提出するとともに、事業達成状況報告書の提出を延長するものとする。

## 第12 その他

事業実施期間中、三条市長は必要に応じて本事業に取り組んだ農業者の取組状況について調査を行い公表できるものとする。

なお、事業開始後、支援対象者の都合により取組を止めた場合、それまで支援対象者が受けたコンサルティング費用は支援対象者の負担とする。

附則

この要領は平成28年10月1日から施行する。